

議案第8号

みよし市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年3月2日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、宣誓書への署名等を廃止するため必要があるからである。

## みよし市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

みよし市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年三好村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「任命権者の定める上級の地方公務員の面前において別記様式」を「、別記様式」に、「に署名」を「を任命権者に提出」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みよし市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>別記様式</u>による宣誓書を<u>任命権者に提出</u>してからでなければその職務を行ってはならない。</p>	<p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は<u>任命権者の定める上級の地方公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名</u>してからでなければその職務を行ってはならない。</p>